

事業継続力強化支援計画の概要

実施者名	坂東市商工会 坂東市
実施期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。また、専門家等との連携によりBCP策定支援を強化する。 ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における「被害情報報告ルート」を構築する他、当会が閉鎖した場合に会員支援が継続できるように当市と「災害時等における連携支援協定書」を締結し、近隣商工会との連携体制も構築する。 ・発災時の避難誘導等における避難場所・経路の確認、発災後速やかな復興支援策が行えるよう、定期的に防災訓練を実施する。 ・感染症リスクに対しても組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築し、感染症リスクに機動的に対応できるようにする。
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事前の対策 <ol style="list-style-type: none"> 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知 2) 当会自身の事業継続計画の作成 3) 関係団体等との連携 4) フォローアップ 5) 当該計画に係る訓練の実施 2. 発災後の対策 <p>【大規模自然災害】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 応急対策の実施可否の確認 SNS等を利用した安否確認や被害状況等を当会と当市で共有する。 2) 応急対策の方針決定 被害状況を確認し、3日以内に当市・県連と情報共有する。 <p>【感染症の世界的大流行（パンデミック）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 管内事業者に対するリスクの周知 発生国の経済状況等、経営に影響を与えうるリスクを周知する。 2) 管内事業者の被害状況の確認 当会は、巡回・電話等により会員事業所の被害状況を確認する。 3) 被害情報の共有 当市と当会は被害情報等を共有する。 4) 被害情報の報告 当市においては県へ報告し、当会においては県連に報告を行う。 3. 発災時における指示命令系統・連絡系統 当会と当市が共有した情報を、県の指定する方法で報告する。 4. 応急対策時の地区小規模事業者に対する支援 相談窓口の設置、応急時に有効な被災事業者施策の周知。 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 県の方針に従い、復旧・復興支援の方針を決め支援を行う。また、被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。
連絡先	坂東市商工会 〒306-0631 茨城県坂東市岩井 3230-1 電話：0297-35-3317 / F A X：0297-35-3321 E-mail：info@bando.or.jp 坂東市 産業経済部商工観光課 〒306-0692 茨城県坂東市岩井 4365 電話：0297-35-2121 / F A X：0297-35-8201 E-mail：syouko@city.bando.ibaraki.jp